

らしむる必要がある。但し監察所には「普通部」と、「特別部」とを設け、前者は改善可能を存し、かつ労作能力を有する者が、主として社会一般人の偏見に基づき、保護団体の尽力あるに拘らず、社会が之を吸収し得ない分子、及び高度の常習性とはいへ、改善は全然放棄されていない者を收容し、後者は、一定の疾病又は精神病的傾向乃至は老癯、變質的傾向あるに因り、社会に放置することが本人及び社会に対し不安を惹起せしめるの虞れある者、及び慣習的犯罪性濃厚であり、一応は釈放されたるも、その完全なる改善と社会的復帰とは容易に望み難き、いわば、素質的なる公共的危険性の常習犯人を收容すべきものと考えられた。そして、その代わり、両者いづれとするも收容者に対しては、相当の労銀を与え、指物、裁縫、洋服仕立、製靴、印刷、製本、鍛冶、農耕等、半永続的、出来得べくんば、官業的労働を与え、原則的に国家の経営する中間ホーム的のものとすべきであるとされていた。

清末の習芸所

島田正郎

懲役刑を執行するための刑務所なるものは、中国に、伝統的に存在せず、それが造られるのは、清末、西洋の影響を受け始めて以来のことであり、直接には、日本の制度に学んだものであることは、既に早く「清国行政法」の指摘するところであり、⁽¹⁾ これを受けて、滋賀秀三氏も「刑罰の歴史（東洋）」に、経過のあらましを要領よくまとめておられる。⁽²⁾ 要するに、光緒二七（一九〇二）年八月癸丑、两江總督劉坤一・湖広總督張之洞が連名して、前年一二月丁未に発せられた変法の上諭に対し奉った長文の改革意見書には、⁽³⁾ 行刑のことに及んで、徒・流等の刑が逃亡容易で懲戒の実を失っている故、これらを罰金と羈禁幾年との併科に代えるべきこと、各州県の獄に工芸房を附設して、囚人に労働を課すべきことなどが上言されている。さらに翌二八年十一月己卯には、護理山西巡撫趙爾巽は、軍・流・徒等の犯の罪名、本意全く失われ、流弊滋多なる現状に鑑み、新たに各省に「罪犯習芸所」を設け、遣・軍・流・徒各犯をここに収容し、年限の長短をもって罪の軽重とすべきことを上奏、刑部修律大臣沈家本・伍廷芳これを検討して実行案を提出し、光緒二九（一九〇三）年四月三日、裁可された法となった。⁽⁴⁾ この新章の成立によって、遣・軍・流・徒はすべて幾年かの「収所習芸」に読み替えられることとなり、同時に、各省都と道員の駐劄地とに習芸所を設ける方針が打ち出され、かくしてここに、中国における近代懲役刑は誕生した。

さきの劉坤一・張之洞の意見書中、行刑改革の要を述べた十事の一に

六日教工芸。近年各省多有設立遷善所改過所者。亦間教以工芸等事。然行之不広。且教之亦不認真。応今天下各州県有獄地方。均於内監外監中。必留一寛大空院。修工芸房一区。令其學習。将来釈放者。可以謀生改行。禁繫者亦可自給衣履。

とあるのによると、当時既に遷善所・改過所と称するような施設が、自然発生的に存在していて、犯罪人ばかりでなく、治安上問題となる浮浪者を收容して職を授けるようなことが行なわれていたらしい。光緒三四年六月、護理江西巡撫沈瑜慶の上奏（政治官報第二六四号）中にも

江省旧有自新所工芸院一区。向収無業遊民。及良家不肖子弟羈禁。其間授以工芸。与罪犯習芸所。大同小異と見える。劉・張の改革意見とは、いうまでもなく、かかるものを国家的制度として拡充しようというものである。従つて、新章の成立に伴つて、各地に設置されるに至つた習芸所も、かかる相異なる機能を果たすものとされた。もっとも、一所にして両機能を併せ果たすものは、むしろまれであつて——例えば京師習芸所など——、多くは新章に基づき「収所習芸」の刑を執行するための施設——各地に設けられた「罪犯習芸所」と價称されるもの、官制上は「某々習芸所」と称す——であり、他に純然たる治安上の問題に資するため、専ら浮浪者收容に当たるもの——例えば奉天貧民習芸所など、なおのちに述べる京師外城の教養工廠も、紳辦ではあるが、一応この範疇に属せしめてよからう——がある。ところで、趙爾巽の建議にかかる「収所習芸」とは、

擬請仿漢時輪作之制。⁽⁵⁾飭下各省。通設罪犯習芸所。以後將命盜雜案遣軍流徒各罪犯。審明定擬後。即在犯事地方。収所習芸。不拘本籍外省。分別年限之多寡。以為工役之重輕。精而鑠治諸工。粗而布縷縫織之末。皆分別勤惰。敲定課程。其愚劣過甚者。令作拳重等項苦工。徒犯自半年至三年加重者至四年。軍流自非所犯。常赦不原者。似均可酌定年限。期滿察看作工分数。及有無悛悔。有無切保。再行釈放。流罪自五年至九年。軍罪自十年至二十年。皆令常帶刑錄。在所工作。文弱不能工作者。即令服所中書職司帳之役。桀驁不服約束者。例加以鞭督扑責之刑。

を内容とするものであり、従つて新章の規定も略々これに倣つたもので、同時に各地に開設されるに至つた習芸所も、当然右のものとみに応ずる施設を伴つたものであつた。

三

第一の類型に属すものとして、京師習芸所を挙げる。東華録・光緒三一（一九〇五）年三月癸巳条の伍廷芳等の上奏文中に、各省の罪犯習芸所建設工作の順調でないことを訴えたあとに、「並請飭下順天府五城。一体設立習芸所。収拘輕罪人犯。以焯画一。其開辦詳細章程。応由該衙門自行奏明辦理。」とあるのによると、これは、輕微な罪犯を收容し、いわゆる罪犯習芸所とは異なる構想の下になされた建議と考えられる。恐らく、皇城を擁する首都の治安を考慮してのものといつてよからう。大清法規大全・民政部卷八所収の「巡警部奏京師開辦習芸所酌擬試辦章程摺」（光緒三二年七月）は、これに依つて前管理工巡局事務大学士那桐の上つたもので、翌年五月九日裁可を経て、京師習芸所は、西城皮庫胡同神機營勝字隊操場の旧基に開設されるに至つた。那桐の奏文に

査。設立習芸所本意。重在懲罪囚以工作。教貧丐以技能。俾生悔過遷善之心。皆有執業謀生之路。とあるのにより、その趣旨の存するところを察し得る。また「該所。外繫列邦之瞻聽。内示各省之標準。尤応明定章程。以資循守。」ともあるから、特殊なものではあっても、もって全国の罪犯習芸所の模範たらしめようとする意図もあったと解してよい。

章程によると、まず本所に收容されるものは、(一)内外城巡警庁・歩軍統領および内務府慎刑司において、罰工作(収所習芸)三月以上に処せられた軽犯罪者、もしくは、(二)貧民にして、(イ)父兄より出願あり、または、(ロ)乞食・浮浪の輩で強制收容の対象とされた者と定め、それぞれ所定の工芸を修習せしめる。所内の工芸は、織布・織帯・織巾・鉄工および搓繩の五種とし、前四者を正芸として被收容者は必ずその一を修習するものとし、性質愚魯でこれにたえない者には搓繩を修習させる。掃灑・灌漑・操作などは副芸として、常に全員これに当たらせる。罪囚であつて刑期中に正芸に熟し得なかつた場合には、事情により貧民の類に入り統修せしめる。所内の製品は価を定め発売し、代金の一部は工銭として儲存し、出所の日を待ちこれを支給し、謀生之用に当てさせる。工銭の割合は、罪囚においては三分、貧民には四分とし、残は公款に帰すものとして、その一・二分を鼓勵之資に充当する。貧民の場合、希望により入所中も、その収入を家屬に寄回することを認める。工作時間について章程は、自九月至二月は六時間、自三月至八月は七時間とし、皇太后・皇帝の誕辰、歳除・元旦・端午・中秋は、凡て休息日とし、他に貧民に対しては、月の朔・望をも休息一日と定めている。また、父母の死亡にさいしては、罪囚には休息三日、貧民には臨時酌定と規定している。面会時間も定められていて、親屬との面会も認められているし、看守の稽查を経ることを要したにせよ、家屬に寄信することも認められていた。章程はまた、被收容者に均しく衣食を給することと定めているが、ただ衣服のみ罪囚には浅赭色、貧民には深藍色を用うとしている。

賞罰は、工作の勤惰、品行の良否により等級を定め、賞は両者を通じ、奨詞・奨肩章・奨賞牌の三等とし、賞牌を得た者には副技師の称を与え工銭を増給するとし、罰は罪囚には苦工・減食三分之一(一週間をこえ得ない)・押入闇室(三昼夜をこえ得ない)・鎖鐐の四等とし、貧民には直立(工作時間の半分)・停休(章程の定める休息日を扣除する)・屏禁(独居して工作に従わせる)の三等としている。章程には、以上の機能を果たすための房舎・工廠に関する事、巡警部員の兼官とされた監督以下、提調兼典獄官、五処二科の事務所官、医官、技師、看守長以下の看守、教習官、教誨師などの定員、各々の任用資格、職務権限、とくに看守の勤務条規について、詳しい規定が設けられている。

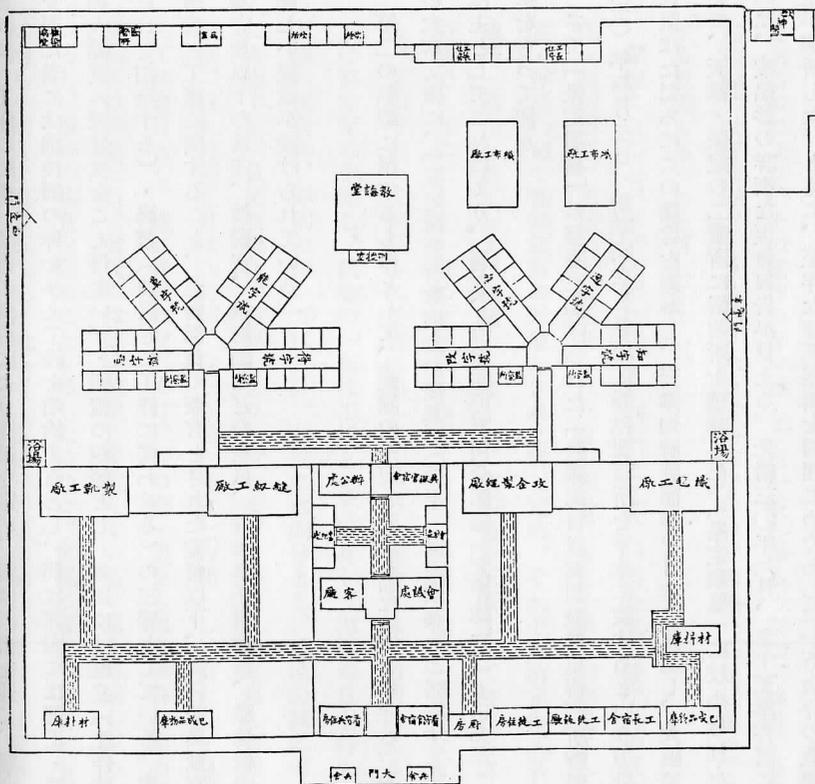
第二の類型に属するものとして、直隸の保定・天津両習芸所を挙げる。それは、東京大学附置東洋文化研究所の大木文庫に、「保定習芸所章程表冊類纂」(以下「保定類纂」と略称する)が蔵されているからである。ここでは主としてこれにより、適宜、清国駐屯軍司令部編「天津誌」(一九〇九年・陸軍省刊)の天津習芸所についての記述をもつて補う。

さて「保定類纂」の冒頭に掲げられた「直隸總督袁奏創設罪囚習芸所辦理情形摺」によると、光緒二九(一九〇三年)四月三日、新章成立し各地に罪犯習芸所を早急に設けるといふ方針が打ち出されると、時の直隸總督袁世凱はただちにこの論旨を遵奉し、天津知府凌福彭を日本に派遣し、大阪等の監獄を視察させ、その知見に基づいて、天津・保定の二箇所に習芸所を建設した。「保定類纂」に収められた「查明日本監獄習芸詳細情形開摺」には、凌福彭の詳密な復命報告が見える。光緒三〇年六月、まず天津芥園に天津習芸所が開辦し、翌年六月、保定が開所した。ともに、堅牢な煉瓦塙を周囲にめぐらした一万余坪の敷地に、扇形状に配置された四つの房舎

なお、「天津誌」によると、天津習芸所附属機関に遊民習芸所なるものがあり、遊民を收容し簡易の教育を授け、他日正業をもって生活の途を得せしめることを目的としたという。もと紳辦であったが、民力のみでは維持

定の五直隸州所属の各州県が、毎年囚糧を拠出して経費に当てる一方、管轄内の囚徒を推送し来たり、天津習芸所には、天津・河間・永平・宣化の四府、遵化州および東西南北四路同知庁、張家口・独石口・多倫諸爾の三庁所属の各州県が、囚糧を拠出する一方、囚徒を本所に推送し得た。

「保定類纂」所収の「本所辦法摘要」によると、收容さるべき罪囚とは、(一)軍流に相当する重犯で、工作六年乃至十年に読み替えられた者、(二)罪甚だしく重くはないが、悔改を期し難い再犯もしくは三犯の者、(三)罪情稍々軽き初犯者とされ、これらを皮・布靴・成衣・紙・織布・鉄・機器縫紉の各工廠に分属させ、一日十時間、技芸の修習に当たらせる。入廠三箇月後に、技芸の優劣を査して工錢を酌給することとし、これを会計官が儲存して、限満出所の日に謀生之用に当てさせるため支給する。また毎日曜日には、教誨官が聖諭広訓あるいは古今の嘉言を宣講したり、時事問題を講話したりして、悔過の念を激発するように仕向け、習算識字あるいは官話を課して、出所後に役立つようにする。その他、被收容者に支給する衣食、休息・面会・通信・賞罰などは、すべて京師習芸所被収の罪囚にけると同じ。但し、獄牆を翻越逃走を企てれば、即坐到槍斃を行なうことと定め、「看守兵服差簡章」には、瞭望処(望楼)における昼夜の立哨、看守の軍装槍械など、京師習芸所章程中の「看守勤務条規」に比し、收容者を嚴重な管束下におくこととしているのが看逃せない。このことは、罪犯習芸所が「收容習芸」の刑を執行すべき場として、軽微な犯人にして刑期の短い者は收容しなかつた故と考えられる。とくに罪犯習芸所には「日本監獄法」が常備され、章程の補充に資したということであるから、罪犯習芸所とは専ら日本の監獄を範とし、「收容習芸」即懲役刑を執行すべき場として造られたものと断じてよからう。



天津習芸所平面図

とその中心に位置する一つの看守室とを結んだものを、左右二組対蹠的に配置し、敷地の三分の一を工廠に当てた当時の平面図を、今も見ることができ(6)。建設費はそれぞれ三万兩を要したという。「天津誌」によると、「一房四棟より成り一棟を八室に分ち一室八人を容る。又別に女檻あり。」とあるが、女檻のことは附図に見えず、また「保定類纂」には、以上に関し全く記されていない。そして保定習芸所には、保定・正定・大名・順徳・広平の五府および深・趙・易・冀・

困難なため、本所の附属となしたということであるから、むしろ第三の類型に容れるべき性質のもので、天津習芸所廓内に設置されたものではない。遊民習芸所には、乞食・惰民を巡警局にて取押え、改善の見込みあり且つ工業に従事し得る者を選択收容し、施設として二百室を有し一室六人を收容し得たという。ここにはまた、将来職工長となすべき募集工徒五〇人もいたという。

また「保定類纂」の末尾には、習芸所所要の各種文書の書式も附載されてある。

さて東華録・光緒三一（一九〇五）年三月癸巳条の伍廷芳等の上奏文によると、各省に罪犯習芸所設立の方針が打ち出されて兩年をこえたのに、竣工の報告があったのは、直隸・河南・山東・雲南の四省にすぎないとし、「相応請旨飭下各省督撫將軍都統。迅速罪犯習芸所一律辦齊。毋任再延。致誤要政。」と、重ねて開設を急ぐべきことが要請されている。事実所要の経費調達と人材の確保とは、少なからざる困難を伴ったろうが、それにもかかわらず精力的な努力の傾けられたことも亦推測に難くない。大清法規大全・法律部卷三所収の「法部奏議覆庫倫辦事大臣奏擬輕罪人犯變通辦理摺」（光緒三十四年七月二日）によると、辺境のこととて習芸所建設が、内地とは比較にならぬほど困難な事情にあると苦衷が述べられながらも、一面、竣工開辦に迅速を期すことが重ねて誓われるとともに、その間の便宜の処置として、「應行收所習芸人犯。徒罪即照旧定地充徒。至配責令拘役軍流等項。准令發交多倫庁暫行羈禁。」の許されんことを請い、法部において審議の結果、同年九月二三日、已むを得ざることにして、輕微な罪犯には罰金を、それ以上の犯罪には、「按照作工日期。在本地酌量拘禁。」とし、「似不必往返徒勞。」という裁決の示されるに至ったことが知られる。もとよりこれは、蒙地という特殊な事情があるが故に収録された史料には相違ないが、一面からいうと、かかる地方にまで習芸所建設の厳達された事実を示すものと看做してはばからない。

一方、清朝統文獻通考卷二四四・刑三所載の光緒三二（一九〇六）年刑部奏によると、女犯にも当然「收所習芸」の新章を適用すべきことが建議され、従って各省に速かに「女犯習芸所」を建設すべきこと、「其尚未設立以前。所有女犯。即照應得工作期限。暫予監禁。」と、とるべき臨時の処置のことが見える。同書卷二四七・刑七所載光緒三四年江蘇巡撫陳啓奏が、「改建十字式。建造罪犯号舎六十四間。計能容四百人。分設工廠五座。」と、罪犯習芸所の竣工を告したあと、「又女犯号舎八間。工廠一座。」といっているのは、「從速推廣」のもとめられていた女犯習芸所告竣の一例である。なお、この奏文にはまた、「附建游民号舎二十五間。工廠三座。」ともあって、長洲県（蘇州府の附郭）旧廢倉廠に建設された江蘇罪犯習芸所には、女犯習芸所のほかに、次に述べる第三の類型に属するものも、同時に附設されるに至ったことが知られる。

第三の類型に属すものとして、奉天省立貧民習芸所を挙げる。政治官報第四九三号（宣統元年二月二十四日）所載の「東三省總督徐世昌奉天省設立貧民習芸所情形摺」によると、奉天省では盜匪少なからず、歴年の剿討によっても効果が挙がらない。その原因の大半は、技能衣食の無い人が饑寒に迫られ、已むを得ず悪事を企てることによっている。そこで貧民に生業を授け、遊民を無からしめて、地方の久安を図ろうとして、省城に設立されたものにかかるという。民生司張元奇の立案にかかる章程の要約も掲げられていて、これによると、「專收無業貧民。審查材質所宜。限年分料習芸。芸成出所。所藉謀生理。其貧民年歲自四十歲以下。十三歲以上者。皆為及格。一律招致。暫定額數三百名。所有貧民衣服宿舍。均由公家備給。以示体恤。」とあり、貧民の授産更生を図り、職業的犯罪者を無くそうとして、保安処分のための場として開設されたものにかかること明らかである。

この種のものには、先に述べた天津罪犯習芸所附設の遊民習芸所（紳辦創立のち官補助）や、江蘇罪犯習芸所

附設の遊民号舎などがあつたが、先にも触れた改過所・遷善所・自新所など、さまざま名称を有するものも亦この類型に入るものと考えられる。さらに先の徐世昌の奏文の末尾に、「現既仿照京師五城改粥廠為教養局辦法。招收貧民。設所習芸。」とあるのによると、京師外城の教養工廠なども、この類型に入れてよからう。

元来、京師五城には、国初以来、粥を煮て貧民を賑する官私設の粥廠と称するものがあつたが、經費乏しく、ために十分の施粥をすることができず、かえつて集まつた貧民のなかには、街路に乞食し、甚だしきは窃盜と化するものが少なくなかつた。そこで光緒末年あたりに、とくに著名な粥廠のなかには、教養局とか習芸所とかに名を改め、工廠を附設し、貧民を收容して授産を行ない、その更生に資そうとして成立をみるに至つたのが、ここに問題とするところのものである。これらは多く商会などの捐資にかかるため、詳しい内容を知り難いが、民政部が米石の恩給を奏請した奏文のなかに、問々その内容に触れたものがある。例えば、政治官報第三七九号（光緒三十四年一〇月二日）所載の「民政部奏授案懇恩賞給米石并籌設貧民教養工廠摺」に、「改辦工廠五処。創辦工廠二処。……教養工廠係商会紳董。……各廠院甫經改辦一切。僱用教習司事夫役等類徒。……」と見え、また同号所載の「民政部奏外城紳辦濟良所懇恩賞給米石片」によると、同所が流落および自願投入の婦女百人を收容して、授産更生のため、一六才未満の婦女を対象に、「附設幼女工場。招請妥実老年婦女。教以粗淺工藝及烹調縫紉等事。」と見えている。これらはいずれも、まちまちな名称のもとに、それぞれ異なる人々を收容していたとはいへ、共通していえることは、流落あるいは自願の貧民を收容して、授産更生を行ない、もつて職業的犯罪者群の補導に資する保安処分の場合であつた点であるといえよう。かような施設が、自然発生的に早くから芽生えつつあつたという事実は、注目に値することといつてよからう。

四

以上三つの類型に属する習芸所のうち、第二の類型に属し一般に「罪犯習芸所」といわれたものが、その中心をなすものであつたらうと考えられる。そして、さきに述べた劉・張の改革意見書に見える、当時既に自然発生的に存在していた遷善所・改過所が、それなりに一応の成果を挙げていたのにかんがみ、これを踏台として、清国の当面する國際的な類勢の挽回のため、行刑制度改革に向け、日本の監獄法を範として、採り容れられたものが「罪犯習芸所」の開設であつたと考えられる。しかし、いうまでもなく「罪犯習芸所」の開設は、「収所習芸」といわれる近代的な懲役刑の執行の場とすることにあつたから、これに治安上問題となる遊民・貧民をも收容して、職を授けるといふような目的をも果たさせることは、必ずしも適當とはいえない。それが、このちも引き続き、第三の類型に属するもの、すなわち各種の習芸所の設置された事由と考えられる。もちろん、第一の類型に属するようなものもあるにはあつたが、それには、收容する罪囚を軽微な罪犯に限定し、同時に收容される遊民・貧民への影響を考慮せざるを得なかつたのである。

そしてそのちも、行刑制度の改革はたゆみなく続けられ、伍廷芳・沈家本は、光緒三一（一九〇五）年九月、刑部候補郎中董康・刑部候補主事王守恂・同麦秩巖の三名を日本に派遣して、裁判と監獄の実地を調査せしめ、またこれを接待し熱心に自己の抱負を開陳した司法省監獄局事務官小河滋次郎を、監獄顧問として北京に招き、新設の京師法律学堂に監獄学専修科を開学して、新しい監獄学を身につけた人材の養成に当たらせたりした。⁽¹⁰⁾かくして光緒三三（一九〇七）年七月辛卯、修律大臣沈家本は「奏請改良監獄一摺」なる上奏文を提出し、これが

裁可され、各省および通商沿岸に模範監獄各一所を建設すべきことが促進されるに至った。⁽¹⁾

(罪犯) 習芸所から(模範) 監獄と名が変わったのは、単なる改称ではない。大清法規大全・法律部卷九所収の「法部奏擬建京師模範監獄摺」(宣統元年閏二月十日)によると、その敷地は右安門内の東、廂藍旗操場の空地が選ばれたこととなったとあるから、西城皮庫胡同に存した京師習芸所とは別に新たに建設されることとなったのであり、その規格も、同書所収の「法部奏建築京城模範監獄籌款不敷請飭部撥款添助興修摺」(宣統元年十一月十一日)に示された設計によると、扇形状に配置された監房には、雑居房(八人・一五人を各定員とする)のほか、新たに独居房と幼年監とが、それぞれ区劃を分ち牆壁を構えて設けられることになっていて、同書所収の「法部奏核議御史麥秩廉奏改良監獄亟宜整飭摺」(宣統元年八月六日)に見える、罪の軽重・犯罪次数・年齢等による収監の区分基準に依り得るような用意のなされていたことが知られる。京師模範監獄が各省に建設されるべき模範監獄の典型とされたこというまでもない。

以上のように、その形式と内容をそれぞれ異にする習芸所から監獄への変化は、第一に、憲政準備の年次計画のなかで、宣統五年に予定されていた大清刑律の施行に遅れをとらぬよう、宣統三年以前に各省模範監獄の建設を完成させることが目標とされたのによって推測されるように、大清刑律草案において主刑の一つとされた「徒刑」を第四一条が、「凡徒刑。囚徒監禁之於監獄。令服法定勞役。監禁方法及勞役種類。從監獄則所定。」と規定したのに応ずるものと考えられる。そして第二に、以上をふくめ、一度は「収所習芸」と読み替えられたところのものを、再転して「徒刑」と改め、その執行の場としての「習芸所」も、これに応じて「監獄」と改めた際には、もともと「習芸所」が——従って「収所習芸」も——、ほんらい保安処分の場として自然発生的に成立してきただけに、刑事処分の場たるに語感上そぐわないとされたことと、いわゆる罪犯習芸所が開設されるに至

っても、なお遊民習芸所・貧民習芸所の名をもって、ほんらいの機能を果たさせようとする施設が、依然として存続もし増設もされた事情によると考えられる。

さきに私は、第二の類型に属し一般に「罪犯習芸所」といわれたものが、清末における習芸所の中心をなすものであったろうといったが、そのこととは別に、第三の類型に属するものをこそ、習芸所について論ずる場合、重視しなければならないと考える。しかし、それらは多く紳辦であったから、その詳細を究めることは不可能に近い。もっとも当時の社会的・政治的諸条件が、農村を徐々に慢性的危機に追い込み、そこから生み出された流民・棍徒・無頼は、大都市やその周辺に集まり、職業犯罪者群となって治安を脅かすに至ったから、その対策に苦慮した郷紳層が、かれらを社会から隔離しその授産更生を目的として設置したのが、ほんらいの習芸所ではなかったかと推測される。かくして習芸所が、保安処分を行なう場として出発したこと明瞭であり、しかもやがて近代的な懲役刑の受容に伴って、一時的ではあったにしても、その執行の場としての性格を有するに至ったのであるから、これを江戸幕府の人足寄場と対比して見ることは、たとえ両者の間に関連はなかったにしても、きわめて意義あることといつてよい。

(1) 同書第四卷内務行政・救恤の章、一九五頁以下、および第五卷司法行政・近年の新制の章、二九六頁以下。
(2) 莊子邦雄編「刑罰の理論と現実」(一九七二年岩波刊)所収、一一一頁以下。
(3) 東華錄、光緒二十七年八月癸丑条。
(4) 東華錄、光緒二十八年二月己卯条、大清法規大全・法律部卷一〇、「刑部議覆護理晉撫趙奏請各省通設罪犯習芸所摺」。
(5) 後漢書卷四・孝和帝紀、永元元(八九)年冬十月条に、「令郡國弛刑。輸作軍營」、同卷二六・韋彪伝、子義の条に、「坐論輸左校(左校署名。属將作也)」、同卷五一・龐參伝に、「坐法輸作若盧(若盧獄名)」とあり、沈家本・歷代刑法考、總考・漢の項に、「按輸作蓋罰作之別。其但曰輸者。省文也。」と見える。但、当時刑徒が、軍營や將作大匠などに所屬し、それらの主たる労働力となっていたと伝えられるが、その処遇は劣悪で奴婢に類する扱いを受けていたと想像されるから、ここで「仿」といったのは、ただ奏文の修飾上、古制に及ん

だまどと解すべきであらう。

- (6) 「保定類纂」・「天津誌」に、それぞれの平面図が添入されており、略々同様の規模であることが知られる。
- (7) 陶希聖・「清代州縣衙門刑事審判制度及程序」(一九七二年・台北食貨出版社刊)一三八頁・註三〇に、「我幼年在河南省新野縣(南陽府屬)親見習芸所実況。當時初辦習芸所。与一般作坊相似。人犯或帶脚鐐。或免帶。各依其所犯徒流罪重輕為準。」とある。貴重な実見記として、さらに詳細について照合したが、幼時のこととしてこれ以上の記憶はないとの回答を賜った。
- (8) エスカラは、司法制度の他の分野に比し、むしろ不均衡に大きな努力が、行刑制度の改革に注がれたという見方をしている(谷口知平訳・「支那法」三三四頁―三八四頁参照)。
- (9) 東華録 光緒三十二年九月丁亥条。寄譯文存卷六に、「裁判訪問録序」・「監獄訪問録序」が収められている(沈寄譯先生遺書甲編所収)。三名の官員の復命報告書に冠した序文であるこというまでもない。
- (10) 小河滋次郎・「清朝の獄制」(刑事法評林第二卷九・一〇号)は、このときの見聞記である。
- (11) 政治官報第四五〇号および大清光緒新法令第一三冊に、奏文が見える。
- (12) 宮坂宏・「清末の法典編纂をめぐって―附、清末・民国初期法典編纂関係年表」(法制史研究第一四号別冊所収)、および拙稿「清末における刑律草案の編纂について―岡田朝太郎博士の業績をしのいで―」(明治大学創立八十五周年記念論文集所収)参照。

(附記) 編輯者から、朝鮮にも類似のものが存すれば、触言するようもとめられた。私は畏友朝鮮近代法史の研究家磐城大学教授李丙洙君に教えを請い、大韓民国国会図書館編「韓末近代法令資料集」(一九七〇年・同館刊)の貸与を受け、かたがた李朝高宗(李大王)実録以下を傍搜してみたが、関係史料を求めることができなかった。但し、高宗三一(一八九四年)年一月二五日、法務衙門の制定にかかる「監獄規則」がまず公布され、次いで高宗光武二(一八九九年)年一月一日、勅令第三号として、「監獄規則」が重ねて公布されている。前者は不備なものであるが、後者は収監・拘禁・戒護・作業・教育・給与・釈放等に関する必要事項を規定し、略々明治二六(一八九三年)大改正の加えられた我が「監獄規則」に依拠したもののように考えられる。光武二年にはまた内部令第一一号として「監獄細則」も公布されているし、純宗(李王)隆熙元(一九〇七年)年二月一日には、「監獄官制」も公布されているから、朝鮮において近代的な懲役刑執行の場としての監獄の成立したのを、略々このあたりに求めてよいと考える。これらは専ら刑事処分を行なう場であって、保安処分を行なう場に関しては、卑見の及んだ限り関係史料を求めることができなかった。

「近代的自由刑」の起源

澤 登 俊 雄